

大分類Ⅰ - 運輸業

総説

この大分類には、鉄道、自動車、船舶、航空機又はその他の運送用具による旅客、貨物の運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業を営む事業所が分類される。

鉄道業

鉄道による旅客又は貨物の運送業で、その運送活動とは、鉄道車両の運転、運転のための車両、線路、信号通信施設など運送施設の維持補修、旅客又は貨物の取扱いを一括したものをいう。

事業所

鉄道業の分類単位は単一の事業所である。場所が離れていれば原則として別の事業所とする。同一構内であっても別個の機関があればその機関ごとに分類の単位とする。

すなわち、駅、車掌区、機関区、客貨車区、保線区、建築区、電力区、信号通信区、電務区などの現業機関及び本社、支社などの管理機関のそれぞれが一事業所となる。

ただし、駅、区などの名称を持っていても、駅長、区長など管理責任者が置かれていないものはこれを管理する事業所に含めて一事業所とする。

鉄道業と他産業との関係

- (1) 鉄道業の自家用の修理工場、倉庫などは鉄道業に分類されるが、製造工場、発電所、研究所、養成機関、病院、保養所などは、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (2) 鉄道業が営む百貨店、遊園地又は不動産業などの事業所は、それぞれの活動にしたがって鉄道業以外の産業に分類される。
- (3) 鉄道車両の修理、改造を行う事業所であって鉄道業の自家用のものは、鉄道業に分類される。
- (4) 工場、鉱山、森林などにおける自家専用の鉄道、索道の事業所は、鉄道業以外の産業に分類される。

中分類 4 2 - 鉄 道 業

総 説

この中分類には、鉄道、軌道及び索道により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。

鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所はその行う事業によりそれぞれの産業に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

421 鉄 道 業

4211 普 通 鉄 道 業

線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。ただし、軌道業、地下鉄道業、モノレール鉄道業、案内軌条式鉄道業、鋼索鉄道業、索道業、無軌条電車業を除く。

鉄道事業者の本社；支社；支店；営業本部；営業支店；営業所；運行本部；運転指令所；駅；修理工場；建築区；保線区；車掌区；電力区；信号通信区；電務区；電車区；機関区；客貨車区；CTC センター

× 鉄道事業者の工事事務所・工事区（直営工事を行う事業所）[0611・0621]；工事事務所・工事区（工事の設計・監督を行う事業所）[8051]；電気工事事務所[081]；乗車券管理センター[1611]；給電区・発電所[331]；自動車営業所[431・441]；船舶事務所[452]；病院[7311]；保健管理所[7429]；高等看護学園[7721]；研修センター[7721]；鉄道総合技術研究所[8112]

4212 軌 道 業

道路面に敷設された線路を使用して、主として旅客の運送を行う事業所をいう。

軌道業

4213 地 下 鉄 道 業

主として地下（山岳トンネルを除く）に敷設された線路を使用して、旅客の運送を行う事業所をいう。

地下鉄道業

- 4214 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）
軌条上をこ（跨）座式又は懸垂式で車両を走行させ，主として旅客の
運送を行う事業所をいう。
モノレール鉄道業
- 4215 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）
案内軌条により誘導された車両を走行させ，主として旅客の運送を行
う事業所をいう。
案内軌条式鉄道業
- 4216 鋼索鉄道業
軌条と索条（ワイヤロープ）を併用して高度差のある地点間で車両を
走行させ，主として旅客の運送を行う事業所をいう。
ケーブルカー業
- 4217 索道業
架空の索条（ワイヤロープ）に運搬用具（搬器）をつるして旅客又は
貨物の運送を行う事業所をいう。
ロープウェイ業；リフト業
- 4219 その他の鉄道業
主として他に分類されない鉄道業を営む事業所をいう。
無軌条電車業（トロリーバス業）

中分類 4 3 - 道路旅客運送業

総 説

この中分類には、主として自動車等により旅客の運送を行う事業所が分類される。

小分類 番号	細分類 番号	
431		一般乗合旅客自動車運送業
	4311	一般乗合旅客自動車運送業 路線を定めて定期的に運行する自動車により有償で乗合旅客の運送を行う事業所をいう。 乗合バス業
432		一般乗用旅客自動車運送業
	4321	一般乗用旅客自動車運送業 乗車定員 10 人以下の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。 ハイヤー業；タクシー業
433		一般貸切旅客自動車運送業
	4331	一般貸切旅客自動車運送業 乗車定員 11 人以上の自動車を貸切って有償で旅客の運送を行う事業所をいう。 貸切バス業 × 貸自動車業[8841]
439		その他の道路旅客運送業
	4391	特定旅客自動車運送業 特定の者との契約に基づき、自動車により有償で特定の旅客の運送を行う事業所をいう。 特定旅客自動車運送業
	4399	他に分類されない道路旅客運送業 自動車により無償で旅客の運送を行う事業所及び人力車、自転車などの軽車両によって旅客の運送を行う事業所をいう。

無償旅客自動車運送業；人力車業；輪タク業；乗合馬車業；そり運送業；かご運送業

中分類 4 4 - 道路貨物運送業

総 説

この中分類には、主として自動車等により貨物の運送を行う事業所が分類される。

小分類 番 号	細分類 番 号	
441		一般貨物自動車運送業
	4411	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く） 他人の需要に応じて有償で自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により貨物の運送を行う事業所をいう。 一般貨物自動車運送業
	4412	特別積合せ貨物運送業 一般貨物自動車運送業のうち、営業所その他の事業場において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積合せて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配送に必要な仕分を行う事業所であって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。 特別積合せ貨物運送業
442		特定貨物自動車運送業
	4421	特定貨物自動車運送業 特定の荷主との契約に基づき、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。 特定貨物自動車運送業
443		貨物軽自動車運送業
	4431	貨物軽自動車運送業 三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車により有償で貨物の運送を行う事業所をいう。 貨物軽自動車運送業

- 444 集配利用運送業
- 4441 集配利用運送業
- 他人の需要に応じ有償で、鉄道運送事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して、自動車による集貨及び配達を併せ一貫して貨物の運送を行う事業所をいう。
- 集配利用運送業（第二種利用運送業）
- × 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)[482]
- 449 その他の道路貨物運送業
- 4499 その他の道路貨物運送業
- 自動車により無償で貨物の運送を行う事業所並びに自転車、荷車、リヤカーなどの軽車両及び原動機付自転車によって貨物の運送を行う事業所をいう。
- 無償貨物自動車運送業；自転車貨物運送業；リヤカー貨物運送業

中分類 45 - 水 運 業

総 説

この中分類には、海洋、沿海、港湾、河川、湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所が分類される。

ただし、港湾においてはしけによって貨物の運送を行う事業所は中分類 48 - 運輸に附帯するサービス業[4811]に分類される。

船舶は、その運航を管理する事業所に含めて一事業所とする。

ただし、陸上に事業所を持たない場合は、船舶をもって事業所とする。

小分類 細分類
番 号 番 号

451 外 航 海 運 業

4511 外航旅客海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物の運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

外航旅客定期航路業；外航旅客不定期航路業

4512 外航貨物海運業

日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間で船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。

外航貨物定期航路業；外航貨物不定期航路業

452 沿 海 海 運 業

4521 沿海旅客海運業

日本沿岸諸港間（港湾内を除く）を船舶により主として旅客の運送を行う事業所をいう。

旅客船により自動車と当該自動車の運転者、乗務員、乗客又は積載貨物との運送を併せて行う事業所も本分類に含まれる。

国内旅客定期航路業；国内旅客不定期航路業（旅客定員 12 人以下の船舶によるものも含む）；自動車航送業（旅客定員 13 人以上の旅客船によるもの）

4522 沿海貨物海運業

日本沿岸諸港間を船舶により主として貨物の運送を行う事業所をいう。
内航貨物定期航路業；内航貨物不定期航路業；自動車航送業（旅客定員 13 人以上の船舶によるものを除く）

453 内陸水運業

4531 港湾旅客海運業

主として港湾内において船舶により旅客の運送を行う事業所をいう。
通船業；港湾内遊覧船業

4532 河川水運業

主として河川において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。
河川水運業；河川渡船業；河川遊覧船業

4533 湖沼水運業

主として湖沼において船舶により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。
湖沼水運業；湖沼渡船業；湖沼遊覧船業

454 船舶貸渡業

4541 船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

主として運航業者に船舶（内航船舶を除く）の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。
船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）

4542 内航船舶貸渡業

主として運航業者に内航船舶の貸渡し又は運航の委託を行う事業所をいう。
内航船舶貸渡業

中分類 4 6 - 航空運輸業

総 説

この中分類には、航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所及び航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行う事業所が分類される。

小分類
番号

細分類
番号

461 航空運送業

4611 航空運送業

航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業所をいう。

航空運送業

462 航空機使用業（航空運送業を除く）

4621 航空機使用業（航空運送業を除く）

航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布，宣伝広告，魚群探見，空中写真測量などを行う事業所をいう。

航空機使用業

中分類 47 - 倉庫業

総説

この中分類には、倉庫業を営む事業所が分類される。

ただし、自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。

自動車の駐車のための場所を提供する事業所は、大分類 L - 不動産業 [6931] に分類され、一時的に手荷物、自転車等の物品を預かる事業所は、大分類 Q - サービス業（他に分類されないもの） [8341] に分類される。

小分類
番号

細分類
番号

471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

4711 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

倉庫（冷蔵倉庫を除く）に物品を保管することを業とする事業所をいう。

普通倉庫業（野積倉庫，サイロ倉庫，タンク倉庫，水面木材倉庫，トランクルームを含む）

472 冷蔵倉庫業

4721 冷蔵倉庫業

低温装置を施した倉庫に物品を保管することを業とする事業所をいう。

冷蔵倉庫業

中分類 48 - 運輸に附帯するサービス業

総 説

この中分類には、鉄道、自動車、船舶及び航空機による運送に附帯するサービスを行う事業所が分類される。

小分類 細分類
番号 番号

481 港湾運送業

4811 港湾運送業

港湾において船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の作業の全部又は一部を行う事業所をいう。

一般港湾運送業；港湾荷役業；はしけ運送業；いかだ運送業

482 貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)

4821 利用運送業(集配利用運送業を除く)

鉄道運送事業者、貨物自動車運送事業者、船舶運航事業者又は航空運送事業者の行う運送を利用して貨物の運送を行う事業所をいう。

利用運送業(第一種利用運送業)

×集配利用運送業(第二種利用運送業)[4441]；港湾運送業[4811]

4822 運送取次業

鉄道、自動車、船舶又は航空機による貨物の運送の取次若しくは委託又は運送貨物の受取を行う事業所をいう。

運送取次業

×港湾運送業[4811]；海運仲立業[4891]

483 運送代理店

4831 運送代理店

主として運送機関の業務を代行して運送契約の締結などの代理を行う事業所をいう。

海運代理店；航空運送代理店

- 484 こ ん 包 業
- 4841 こ ん 包 業（組立こん包業を除く）
主として運送のために物品の荷造り若しくはこん包を引受ける事業所をいう。
荷造業；貨物こん包業
- 4842 組立こん包業
主として海上輸送のために，設備された機械により各種包装材料を加工し，こん包容器を組立てて工業製品の外装を行う事業所をいう。
組立こん包業；工業製品組立こん包業；輸出こん包業
- 485 運輸施設提供業
- 4851 鉄道施設提供業
鉄道施設を使用して営業を行う者に対し，主として貸し付けることを目的として，鉄道施設を提供する事業所をいう。
ただし，主として設計・監督を行う事業所は大分類Q - サービス業(他に分類されないもの)[8051]に分類される。
鉄道施設提供業（第三種鉄道事業者）
- 4852 道路運送固定施設業
道路運送車両などの用に供するため料金をとって道路，橋りょう又はトンネルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
自動車道業；有料道路・有料橋経営業
× 自動車一時駐車場業[6931]
- 4853 自動車ターミナル業
乗合バス及び特別積合せトラックの用に供するため料金をとって一般自動車ターミナルを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
バスターミナル業；トラックターミナル業
- 4854 貨物荷扱固定施設業
貨物の荷扱いのため荷扱場，荷役棧橋設備などを提供することを主たる業務とする事業所をいう。
荷さばき施設提供業

4855 棧橋泊きよ業
けい船岸壁，上屋その他のふ頭施設を提供することを主たる業務とする事業所をいう。

ふ頭業

4856 飛行場業
主として飛行場を民間航空機に使用させる事業所をいう。

国際空港；地方空港；ヘリポート

489 その他の運輸に附帯するサービス業

4891 海運仲立業

主として船舶による貨物の運送又は船舶の貸渡し，売買若しくは運航の委託のあっせんを行う事業所をいう。

海運仲立業

4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業

他に分類されない運輸に附帯するサービスを行う事業所をいう。

検数業；検量業；船積貨物鑑定業；水先業；サルベージ業；海難救助業；航路標識事務所(灯台)；航空無線標識所(航空灯台)；通運計算業；綱取業；曳船業；港湾運送関連業(他に分類されないもの)；観光協会；道路パトロール業；鉄道線路補修業；水路測量業；海上交通センター；通関業

× 船舶解体請負業[9099]；船舶給水業[3611]